

様式第一（第四十六条関係）

登 録
引取業者 申請書
登録の更新

※登録番号	
※登録年月日	

年 月 日

千葉市長 殿

(郵便番号)
住 所
氏 名 印
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)
電話番号

使用済自動車の再資源化等に関する法律第43条第1項の規定により、必要な書類を添えて引取業者の登録（登録の更新）を申請します。

役員の氏名（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者。法人である場合に記入すること。）	
(ふりがな) 氏 名	役職名
法定代理人の氏名及び住所（未成年者であり、かつ、その法定代理人が個人である場合に記入すること。）	
(ふりがな) 氏 名	
住 所	(郵便番号)
電話番号	

法定代理人の名称及び住所並びにその代表者の氏名（未成年者であり、かつ、その法定代理人が法人である場合に記入すること。）

名 称	
(ふりがな) 代表者 の氏名	
住 所	(郵便番号) 電話番号

法定代理人の役員の氏名（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者。未成年者であり、かつ、その法定代理人が法人である場合に記入すること。）

(ふりがな) 氏 名	役職名

事業所の名称及び所在地

名 称	
所在地	(郵便番号) 電話番号

使用済自動車に搭載されているエアコンディショナーに冷媒としてフロン類が含まれているかどうかを確認する体制

--

- 備考
- ※印の欄は、更新の場合に記入すること。
 - 事業所が複数ある場合には、「事業所の名称及び所在地」以降の欄を繰り返し設け、事業所ごとに記載すること。ただし、「使用済自動車に搭載されているエアコンディショナーに冷媒としてフロン類が含まれているかどうかを確認する体制」の欄については、まとめて記載することも可能とする。
 - 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。
 - 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

誓約書(標準例、引取業)

申請者が法律第四十五条第一項各号に該当しない旨を記載した書類

使用済自動車の再資源化等に関する法律第四十五条第一項各号に規定する欠格要件

- 一 心身の故障によりその業務を適切に行うことができない者として主務省令で定める者又は破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 二 この法律、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成十三年法律第六十四号）若しくは廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）又はこれらの法律に基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者
- 三 第五十一条第一項の規定により登録を取り消され、その処分のあった日から二年を経過しない者
- 四 引取業者で法人であるものが第五十一条第一項の規定により登録を取り消された場合において、その処分のあった日前三十日以内にその引取業者の役員であった者でその処分のあった日から二年を経過しないもの
- 五 第五十一条第一項の規定により事業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者
- 六 引取業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者でその法定代理人が前各号のいずれかに該当するもの
- 七 法人でその役員のうち第一号から第五号までのいずれかに該当する者があるもの

申請者は、上記一から七のいずれにも該当しないことを申し立てます。

年 月 日

住 所 _____

氏 名 _____ 印

残存フロン類の確認方法

使用済自動車の再資源化に関する法律第43条第5項の規定に基づき、引き取った自動車のカーエアコンに冷媒としてフロン類が含まれているか否かを確認する体制として当該書類を事業所に備え、以下の方法により確認することとしています。

■ エアコンシステム装着の有無を確認

ボンネットを開け、エンジンルーム内にコンプレッサ等エアコンシステム部品の装着の有無を確認する。

装着



フロン類が含まれていると判断する。

非装着



フロン類が含まれていないと判断する。

■ 車両の前方部が事故等で破損している場合の確認

エアコンシステム装着の有無を確認(上記同様)



コンデンサが破損(穴や裂傷)していない。

→ 破損している。

エアコン配管、ホースが破損(穴や裂傷)していない。

→ 破損している。



フロン類が含まれていると判断する。



フロン類が含まれていないと判断する。

必要に応じて、以下により確認

使用済自動車の引取り時に、使用者にカーエアコンの効きについて質問する。

実際にカーエアコンを作動させて、効き具合、コンプレッサの作動、サイトグラスがある場合冷媒の流れを確認する。

様式第二（第四十八条関係）

引取業者変更届出書

年 月 日

千葉市長 殿

(郵便番号)
住 所
氏 名 印
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
電話番号

年 月 日付け第 号で登録を受けた以下の事項について変更したので、使用済自動車の再資源化等に関する法律第46条第1項の規定により、必要な書類を添えて届け出ます。

	新	旧
変更の内容		
変更の理由		

備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

2 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

様式第3号（第3条関係）

引取業廃業等届出書

年 月 日

（あて先）千葉市長

届出者 郵便番号

住 所

氏 名

印

（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

連絡先電話番号

連絡先電子メールアドレス @

使用済自動車の再資源化等に関する法律第48条第1項の規定により、引取業の廃業等について次のとおり届け出ます。

引取業の廃業等をした引取業者	住 所 氏 名 （法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）
登録年月日及び登録番号	年 月 日 第 号
廃業等年月日	年 月 日
廃業等の理由	

備考

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。
- 2 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は、必ず本人が自署するものとする。
- 3 この届出書は、廃業等の日から30日以内に提出すること。

様式第三（第五十条関係）

登 録
フロン類回収業者 申請書
登録の更新

※登録番号	
※登録年月日	

年 月 日

千葉市長 殿

(郵便番号)
住 所
氏 名 印
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
電話番号

使用済自動車の再資源化等に関する法律第54条第1項の規定により、必要な書類を添えてフロン類回収業者の登録（登録の更新）を申請します。

役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者。法人である場合に記入すること。）

(ふりがな) 氏 名	役職名

法定代理人の氏名及び住所（未成年者であり、かつ、その法定代理人が個人である場合に記入すること。）

(ふりがな) 氏 名	
住 所	(郵便番号)
	電話番号

法定代理人の名称及び住所並びにその代表者の氏名（未成年者であり、かつ、その法定代理人が法人である場合に記入すること。）

名 称	
(ふりがな) 代表者 の氏名	
住 所	(郵便番号) 電話番号

法定代理人の役員の氏名（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者。未成年者であり、かつ、その法定代理人が法人である場合に記入すること。）

(ふりがな) 氏 名	役職名

事業所の名称及び所在地

名 称	
所在地	(郵便番号) 電話番号

回収しようとするフロン類の種類

C F C	
H F C	

フロン類回収設備の種類、能力及び台数

設備の種類	能 力	
	200g/min 未満	200g/min 以上
C F C 用	台	台
H F C 用	台	台
C F C、H F C 兼用	台	台

- 備考
- ※印の欄は、更新の場合に記入すること。
 - 事業所が複数ある場合には、「事業所の名称及び所在地」以降の欄を繰り返し設け、事業所ごとに記載すること。
 - 「回収しようとするフロン類の種類」の欄には、該当するものに丸印を記入すること。
 - 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。
 - 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

誓約書(標準例、フロン類回収業)

申請者が法律第五十六条第一項各号に該当しない旨を記載した書類

使用済自動車の再資源化等に関する法律第四十五条第一項各号に規定する欠格要件

- 一 心身の故障によりその業務を適切に行うことができない者として主務省令で定める者又は破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 二 この法律、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成十三年法律第六十四号）若しくは廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）又はこれらの法律に基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者
- 三 第五十八条第一項の規定により登録を取り消され、その処分のあった日から二年を経過しない者
- 四 フロン類回収業者で法人であるものが第五十八条第一項の規定により登録を取り消された場合において、その処分のあった日前三十日以内にそのフロン類回収業者の役員であった者でその処分のあった日から二年を経過しないもの
- 五 第五十八条第一項の規定により事業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者
- 六 フロン類回収業者に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者でその法定代理人が前各号のいずれかに該当するもの
- 七 法人でその役員のうちに第一号から第五号までのいずれかに該当する者があるもの

申請者は、上記一から七のいずれにも該当しないことを申し立てます。

年 月 日

住 所 _____

氏 名 _____ 印

様式第四（第五十三条関係）

フロン類回収業者変更届出書

年 月 日

千葉市長 殿

(郵便番号)
住 所
氏 名 印
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
電話番号

年 月 日付け第 号で登録を受けた以下の事項について変更したので、使用済自動車の再資源化等に関する法律第57条第1項の規定により、必要な書類を添えて届け出ます。

	新	旧
変更の内容		
変更の理由		

- 備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。
2 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

様式第10号（第7条関係）

フロン類回収業廃業等届出書

年 月 日

（あて先）千葉市長

届出者 郵便番号

住 所

氏 名

印

（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

連絡先電話番号

連絡先電子メールアドレス @

使用済自動車の再資源化等に関する法律第59条において準用する同法第48条第1項の規定により、フロン類回収業の廃業等について次のとおり届け出ます。

フロン類回収業の廃業等をしたフロン類回収業者	住 所 氏 名 （法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）
登録年月日及び登録番号	年 月 日 第 号
廃業等年月日	年 月 日
廃業等の理由	

備考

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。
- 2 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は、必ず本人が自署するものとする。
- 3 この届出書は、廃業等の日から30日以内に提出すること。